

チェックリストに関する FAQ

(1) 総論

① チェックリストは以前のチェックリストから何が変わったのか。

平成 30 年から導入したチェックリストでは、以前のチェックリストの内容は維持したまま、自己点検をより行いやすくするため、具体的にどのような取り組みを行うべきかを判定チェック項目として補完しました。

② チェックリストによって評価点が下がった場合のデメリットはあるか。

チェックリストは、鉱山保安マネジメントシステムの構築と有効化の状況を継続的に自己点検するためのツールですので、評価点により不利益が生じるものではありません。また、鉱山保安表彰の選考においても、チェックリストの評価点が影響を及ぼすことはありません。

③ チェックリストは必ず提出しなければならないのか。

チェックリストは自己点検のためのツールであり、鉱山保安法に基づく届出書類ではないため、提出は義務ではありません。一方で、チェックリストをご提出いただくと、監督部が保安検査の際に保安対策に係るアドバイス等を行うことができますので、可能な限りご協力をお願いします。（提出が難しい場合は、「書き方がわからない」等の理由を一言、産業保安監督部にご連絡下さい。）

④ 【判定チェック項目】で上げられている項目の一部しか実施していない場合でも、チェックをつけることはできるか。（「評価を実施し、結果を記録し、保存する」という項目で、評価は実施しているが、記録を取っていない場合等。）

記載されている項目すべてを満たした場合にチェックをつけて下さい。

⑤ 【判定チェック項目】で上げられている項目に「話し合いを実施」や「担当者を決めて」といったものがあるが、1人で操業する鉱山の場合はどのように対応すればよいか。

「話し合いを実施」や「担当者を決めて」などの表現があるが、一人で操業する鉱山の場合は、御自身で状況確認等ができており質問事項が満足されていれば、チェックをつけて構いません。

⑥ 経営者トップとは何か。

鉱山における方針および目標に関する最終的な責任を負う者であり、予算、人事権に関し権限を有する者を指します。自治体が運営している場合は、自治体の長ではなく保安統括者となっている担当課長でも結構です。また、大手系列の鉱山では、現場に常駐していない本社の社長等ではなく、操業を行う法人の社長、所長クラスでも、最終的な責任を負う者であり、予算、人事権に関し権限を有する者であれば結構です。

(2) チェックリスト I について

⑦ Q1-3 “経営資源の整備”とは、具体的にどの程度まで実施していればよいのか。

「組織の編成」「人員や予算の割り当て」の両方を実施し、それが機能している場合にチェックをつけて下さい。

⑧ Q1-4 “必要な教育”とはどのような教育のことをいうか。

中央労働災害防止協会で開催しているリスクアセスメント研修等、公的機関が主催する勉強会や民間機関が企画する研修等が挙げられます。外部の研修だけでなく、社内職員による内部的な教育でも構いません。

⑨ Q1-5 “鉱山労働者が理解している”とは、何をもって判断すればよいのか。

鉱山労働者の理解については、「月一朝礼に職員全員で唱和している」「積極的なリスクアセスメントの取り組みを通して浸透している」等、鉱山労働者が理解するための取り組みを行っている場合はチェックをつけて下さい。必ずしも鉱山労働者全員に対して理解度を確認する必要はありません。

⑩ Q2-2 “概ね規定している”は、解説の①～③全てについて記載する必要があるか。

解説に記載している①～③の機会全てにおいてリスクアセスメントを実施する旨を規定する必要はなく、鉱山の操業に合わせて解説の中から取舍選択または追加した内容の規定となっていれば問題ありません。

⑪ Q4-4 “健康や疲労等の考慮”とは、具体的に何を実施すればよいのか。

単調作業の連続による集中力の欠如や深夜労働による居眠り、高年齢労働者の身体機能低下等が原因となって発生するリスクが特定されていればチェックをつけてください。例えば、重機からの昇降時の墜落リスクを特定する際に、高齢化による握力低下を考慮していれば該当します。

⑫ Q5-1 リスクの見積りの話し合いは、どのような形式でもよいのか。（職員全員ではなく、担当者 2 名による話し合い等、小規模なものでもチェックをつけてよいのか。）

リスクの見積りについての話し合いが出来ていれば、現場での打合せ等、必ずしも着席の会議形式である必要はありません。具体的な人数は、鉱山の規模や業務体制に応じて御判断下さい。

⑬ Q7-1 “優先度に従い実施している”とあるが、優先度は高いが資金的に困難なため管理的対策までしか実施できていない場合、チェックはできないのか。

本質的対策及び工学的対策が資金的に困難な場合、確実な管理的対策を実施いただければ、チェックをつけて構いません。

(3) チェックリストⅡについて

⑭	Q11-4	“表明した保安方針を記載したもの”について、文章を印刷したものでもよいか。
---	-------	---------------------------------------

表明した保安方針が記載されているものが鉱山労働者に配布されていれば、必ずしも手帳やカードでなくても問題ありません。

⑮	Q15-2	保安計画は、①～③の全てに基づかなければならないか。
---	-------	----------------------------

①～③は計画立案の段階で考慮すべき事柄であり、立案プロセスにおいて加味されるような仕組みが構築されていれば要件を満たしています。この設問では、計画→実施→確認→改善という PDCA が機能していることが重要になりますので、これを満たしている場合はチェックをつけて下さい。

⑯	Q16-4	期待される効果と目標（値）は異なるのか。
---	-------	----------------------

各取り組みを「KY 教育」とした場合、各取り組みの目標（値）は、「実施回数」「受講者数」「受講率」等になり、各取り組みの期待される効果は、「鉱山労働者が回転体に対する危険性を理解する」等となります。

⑰	Q18-4	“内部監査やそれに準じる取り組み”とは、具体的にどのようなものか。
---	-------	-----------------------------------

本来の担当者ではない者が確認を実施している場合を指します。例えば、選鉱グループの取り組み状況を採鉱グループが確認・検査する場合や普段現場を担当していない本社の職員が実施する場合が該当します。